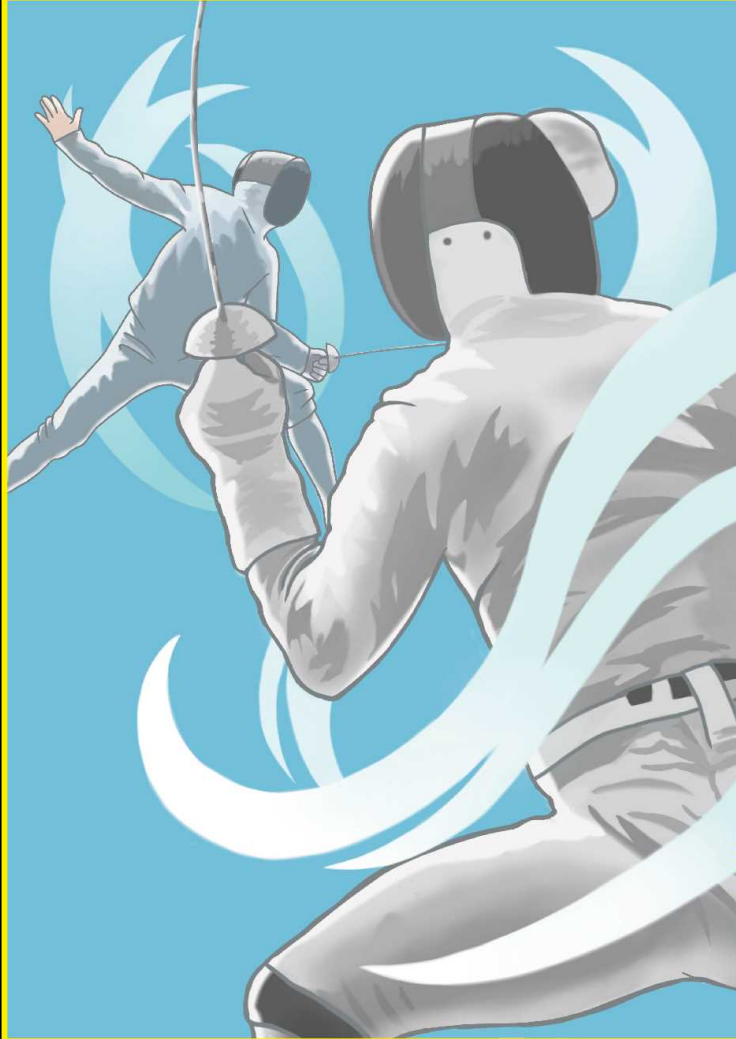


令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会

第2回総会 資料集



翔び立て若き翼 北海道総体 2023



原画製作者/○○○○○ (北海道室蘭○○高等学校○年)

令和5年度 全国高等学校総合体育大会

フェンシング競技大会

第69回全国高等学校フェンシング選手権大会

轟々魂の鼓動 北の大地へ大空へ

↓

開会式
令和5年 **8.2** 水

個人対抗
令和5年 **8.3** 木 ~ **8.5** 土

会場 開会式 / 室ガス文化センター
(室蘭市文化センター)
競技 / 栗林商会アリーナ
(入江運動公園総合体育館)

学校対抗
令和5年 **8.5** 土 ~ **8.6** 日

主催 / (公財)全国高等学校体育連盟、(公社)日本フェンシング協会、北海道、北海道教育委員会
室蘭市、室蘭市実行委員会

共催 / 読売新聞社

後援 / スポーツ庁、(公財)日本体育協会、日本放送協会、(公財)北海道スポーツ協会
(一財)室蘭市スポーツ協会

主管 / (公財)全国高等学校体育連盟フェンシング専門部、北海道教育委員会、北海道フェンシング協会

特別協賛 /
協賛 / JTB、

ポスター図案入選作品

最優秀賞

(室蘭清水丘高等学校)

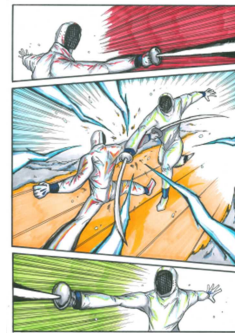


優 秀 賞

(室蘭清水丘高等学校)

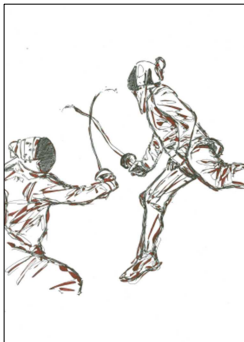


(室蘭栄高等学校)



佳 作

(室蘭清水丘高等学校)



(室蘭清水丘高等学校)



選考委員特別賞

(室蘭清水丘高等学校)



**令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会売店等運営要項(案)**

1 趣 旨

この要項は、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道売店等設置基本方針に基づき、令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会（以下「室蘭市実行委員会という。」）が、令和5年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）フェンシング競技大会において会場区域内に設置する売店、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものとする。

2 出店申請

売店等の出店を希望するものは、別に定める令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会売店等募集要項により必要書類を添えて、室蘭市実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

なお、競技会場施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）への使用許可申請は室蘭市実行委員会が行う。

3 出店者の選定

室蘭市実行委員会は、出店者の選定に当たっては、地元の出店者を優先することとし、次の事項に留意することとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) 令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道大会基本構想に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと。
- (3) その他、室蘭市実行委員会が特に認めること。

4 出店許可

室蘭市実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、設置を許可するもの（以下「出店者」という。）を選定し、「出店許可書（様式第2号）」を交付するものとする。また、出店者は、売店内の見えやすい場所に「出店許可書（様式第2号）」を掲示すること。

5 販売品目

売店において販売を認める品目は、次に定めるものとする。ただし、(公財)全国高等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

(1) 食 品

原則として、売店で調理、加工を行わない次に掲げる食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品表示法に基づく適切な表示がなされたものであること。

ア. パン類及び菓子、アイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、包装されたもの。

イ. 飲料水類（牛乳を除く）

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りのもの。

ウ. 果実類

新鮮でカットしていないもの。

エ. 土産食品

食品衛生法に基づく許可を受けた施設等で製造・包装されているもので、常温で保存できるもの。

(2) 土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

(3) スポーツ用品、記念バッジ類

(4) その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要なもの

6 食品の販売

- (1) 食品を販売する売店の出店を許可するに当たっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、管轄の保健所と協議するものとする。
- (2) 食品の販売における食品衛生対策については、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。
- (3) 室蘭市実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を大会開催の2か月前までに管轄の保健所に提出するものとする。
- (4) 室蘭市実行委員会は、食中毒等、販売した食品に起因する事項等が発生した場合について、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うよう指導する。

7 出店の期間及び開設時間

室蘭市実行委員会が指定する期間及び開設時間とし、詳細は「室蘭市実行委員会売店等募集要項」（以下、売店等募集要項という）に定める。

ただし、室蘭市実行委員会は、競技の特性または業務の実績に応じてこれを変更できるものとする。

原則、大会期間中の途中開設及び途中閉店を認めない。ただし、悪天候その他やむを得ない事情の場合はこの限りではない。

8 出店の場所・規模・方法

室蘭市実行委員会が指定する場所・規模・方法とし、別に定める。

ただし、室蘭市実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

9 経費負担

売店等の設置、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

10 出店料

- (1) 室蘭市実行委員会から売店等出店の許可を受けた出店者は、別に定める出店料を所定の期日までに室蘭市実行委員会に支払うものとする。ただし、室蘭市実行委員会が特に認めた場合についてはこの限りでない。なお、出店料は原則振込払いとし、振込手数料は出店者が負担するものとする。
- (2) 出店者が、出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、室蘭市実行委員会は出店者に、出店料を返還しないものとする。

11 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、室蘭市実行委員会から交付された出店許可書（様式第2号）を掲示すること
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、貸与し、又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客に当たっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (11) 出店者及び従業員が次のいずれにも該当しておらず、また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益のため又は第三者に損害を与えるため暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、室蘭市実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 競技会場の付帯設備（電源等）は原則として使用しないこと。
- (14) 商品及びテントについては、出店者の責任で管理すること。
- (15) 天候の悪化等の事情により、室蘭市実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (16) 天災等により発生した損害については出店者の負担とすること。
- (17) 室蘭市実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

12 許可の取り消し

室蘭市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。この場合、室蘭市実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとする。ただし、出店者の責めに帰さない理由により出店許可が取り消された場合はこの限りでない。

13 損害賠償

出店者が、施設等又は第三者に損害を加えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

14 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、室蘭市実行委員会の検査を受けなければならない。

15 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、室蘭市実行委員会は一切その責を負わない。

16 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、室蘭市実行委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

	8月1日 (火)	8月2日 (水)	8月3日 (木)	8月4日 (金)	8月5日 (土)	8月6日 (日)
大会日程	会場準備	練習会場 開会式	個人対抗	個人対抗	個人対抗 学校対抗	学校対抗 閉会式
準備開始		9:00	8:00	8:00	8:00	8:00
営業開始		10:00	9:00	9:00	9:00	9:00
営業終了		17:00	17:30	17:30	17:30	17:00
備考	売店設営 13:00～17:00					売店撤去 17:00～18:00

7 募集期間

令和5年4月26日(水)～5月26日(金)

8 募集する出店者数

出店者多数の場合、室蘭市実行委員会が、申請内容及び会場の設置スペース(別紙「売店設置場所」を参照)等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、1出店者当たりのテント数の制限や出店者の選定などを行うことがある。

9 提出書類

- (1) 売店等出店申請書【様式第1号】
- (2) 申請者の概要【様式第1号/添付書類1】
- (3) 販売品目及び価格等一覧【様式第1号/添付書類2】
- (4) 出店従業員名簿【様式第1号/添付書類3】

なお、「(4) 出店従業員名簿【様式第1号/添付書類3】」の個人情報は、関係機関に対して「売店等運営要項」の「11 遵守事項」(11)に関する照会を行う目的で使用する。

10 提出方法及び提出先・問合せ先

出店を希望するものは「9 提出書類」の(1)～(4)を、募集期間中に以下へ直接持参、または郵送すること。持参する場合は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの間とする。また、郵送の場合は5月26日(金)午後5時必着とする。

〒051-8511

室蘭市幸町1-2

室蘭市教育委員会 教育部 生涯学習課内

令和5年度全国高等学校総合体育大会 室蘭市実行委員会事務局

電話 0143-22-1112 (担当 安部)

11 その他

販売品目、[新型コロナウイルス感染症防止対策](#)、遵守事項等については、令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会売店等運営要項[及び新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン](#)を参照すること。

令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会売店等出店申請書

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会 会長 伊藤 博明 様

(申請者)	所在地	〒
	事業者名	
	代表者 職・氏名	印
	担当者 職・氏名	
	電 話	()
	E-mail	

令和5年度全国高等学校総合体育大会において出店したいので、令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会売店等運営要項に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 競 技 名 フェンシング競技
- 2 出店会場名 ㊤栗林商会アリーナ（入江運動公園総合体育館）
- 3 必要テント数 テント 張（希望する出店者が多数の場合、1張に制限することがある）
- 4 出店期間 令和5年8月 日 午前・午後 時 分から
令和5年8月 日 午前・午後 時 分まで
- 5 添付書類
 - (1) 申請者の概要
 - (2) 販売品目及び価格等一覧
 - (3) 出店従業員名簿

(様式第1号)
添付書類1

申請者の概要

(名称) _____

1	営業開始年月日	年 月 日
2	資本金（法人のみ）	万円
3	従業員数	人
4	営業の種類	
5	取得許可等の番号、年月日 (職員衛生法上の営業許可を受けているもののみ)	
6	主要営業取扱品目	
7	備考	

室実北総 第 号
令和 5 年 月 日

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会売店等出店許可書

_____ 様

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会会長 伊藤 博明 印

令和5年度全国高等学校総合体育大会の売店出店を下記のとおり許可します。

記

- 1 競 技 名 フェンシング競技

- 2 出店会場名 ㊦栗林商会アリーナ(入江運動公園総合体育館) (テント 張)

- 3 出店期間 令和5年8月 日 午前・午後 時 分から
令和5年8月 日 午前・午後 時 分まで

- 4 出店責任者

- 5 販売品目

- 6 経 費 売店の設置、管理運営及び撤去等に要する一切の経費は出店者が負担するものとする。

- 7 そ の 他 令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会売店等運営要項に定める事項を遵守すること。

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会協賛取扱要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、室蘭市で開催される令和5年度全国高等学校総合体育大会「飛び立て若き翼 北海道総体 2023」（以下「大会」という。）について、企業等から協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（協賛の種別）

第2条 協賛の種別は次のとおりとする。

- （1）競技種目別大会プログラムへの協賛広告
- （2）資金協賛
- （3）物品の提供又は貸与による協賛
- （4）その他、会長が認めるもの

（募集）

第3条 協賛の募集は、文書による依頼、掲示、訪問等によるものとする。

（範囲）

第4条 広告掲載を行う位置、枠数等は、対象物の目的を妨げない限度において、令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）の定めるものとする。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受けられないものとする。

- （1）公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業等と同一業種及び同一製品等を取り扱っている企業等の場合
- （2）団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った、又はそのおそれがあると認められる企業等の場合
- （3）協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する、又はそのおそれがあると認められる企業等の場合
- （4）協賛事業の内容が、法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがある場合
- （5）協賛事業の内容が、大会の品位を傷つける、又はそのおそれがある場合
- （6）その他市実行委員会が不相当と認める企業等の場合

（申込方法）

第5条 協賛の申込方法については次のとおりとする。

- （1）協賛の申込みは令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛申込書（様式第1号）により行う。
- （2）市実行委員会は、協賛金を受け入れたときは、令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛金受領証明書（様式第2号）を、協賛物品を受け入れたときは、令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛物品等受領証明書（様式第3号）を協賛者へ発行する。

（区分）

第6条 協賛金については、大会の事業費に充てるものとし、物品の提供については、本市開催の競技種目別大会及び広報活動又は運営に関する諸物品として活用するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市実行委員会は第5条の申込書の提出を受けた場合は、速やかに広告掲載の可否を決定する。

- 2 市実行委員会は、前項の可否を決定したときは、令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告掲載決定通知書(様式第4号)または令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告不掲載決定通知書(様式第5号)により、当該申込者に通知する。

(区分)

第7条 協賛金については、大会の事業費に充てるものとし、物品の提供については、本市開催の競技種目別大会及び広報活動又は運営に関する諸物品として活用するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は別表のとおりとする。

- 2 第7条の規定により広告掲載決定通知書を受けたもの(以下、「広告主」という。)は、広告掲載料を市実行委員会が指定する期限までに一括前納するものとする。ただし、特別な理由があると市実行委員会が認めるときはこの限りでない。
- 3 協賛金は、振込払いとする。
- 4 市実行委員会が必要と認める広告は、別表の協賛金額に依らず、無料で広告を掲載することが出来る。

(掲載内容の変更)

第9条 市実行委員会は掲載決定後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が第4条に定める掲載の範囲に抵触し、またはそのおそれがあると認められるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることが出来る。

- 2 広告主が広告物の内容等の変更を希望する場合は、市実行委員会が定める日までに、令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告内容等変更申請書(様式第6号)(以下「変更申請書」という。)を市実行委員会へ提出し、市実行委員会の決定により広告物の内容等を変更することが出来る。また、変更申請書の提出の際には変更後の広告を添えるものとする。
- 3 第7条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

(掲載の取下げ)

第10条 広告主が自己の都合により広告の掲載の取下げを求める場合は、市実行委員会が定める日までに、令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告掲載取下げ申請書(様式第7号)を会長へ提出するものとする。市実行委員会は取下げを承諾する場合は、令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告掲載取下げ承諾書(様式第8号)により、当該申請者に通知する。ただし、既に納付された広告掲載料については、これを返還しないものとする。

(掲載決定の取消)

第11条 市実行委員会は、次のいずれかに該当する場合は、令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告掲載決定取消通知書(様式第9号)により第7条に規定する決定を取り消すことが出来る。

- (1) 市実行委員会が指定する期限までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 市実行委員会が指定する期限までに広告物の原稿を提出しなかったとき。

(3) 第9条における掲載内容の変更に対し、広告主が応じないとき。

なお、(2)又は(3)の理由により取り消された場合において、既に納付された広告掲載料については、これを返還しないものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告掲載された広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担により解決するものとする。
- (5) 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守しなければならない。

(協賛金の還付)

第13条 納付された協賛金、広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載出来ない場合で、かつ掲載期間の延長が困難な場合に限り、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

(協賛金または協賛物品等への謝意)

第14条 市実行委員会は、協賛金又は協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して礼状その他の方法により謝意を表すこととする。

附 則

- 1 この要領は令和 年 月 日から施行する。
- 2 この要領は令和 年 月 日限り、その効力を失う。

別表

競技種目別プログラム協賛広告掲載料

対象	広告サイズ (A4判)	印刷色	協賛金額
フェンシング競技	1ページ	カラー	10万円以上
	1/2ページ		5万円以上
	1/4ページ		2万5千円以上
	1ページ	モノクロ	4万円以上
	1/2ページ		2万円以上
	1/4ページ		1万円以上
	1/8ページ		5千円以上
	企業・団体名等	モノクロ	5千円

※ 物品の提供又は貸与による協賛については、販売・貸与価格、数量等を参考に金額を積算するものとし、金銭の積算が困難である協賛については、別途協議するものとする。

※ 25万円以上の協賛金あるいは25万円相当の物品の提供又は貸与による協賛については、「大会支援呼称権」を次の使用ルールに基づいて使用することができる。

【使用ルール】

- ①大会を包括的にサポートしているという表現は認められない。
- ②次のa～cの表現は可とする。
 - a. 「〇〇（企業・団体名等）は 飛び立て若き翼 北海道総体 2023 室蘭市開催フェンシング競技大会の協力企業（団体）です」
 - b. 「〇〇（企業・団体名等）は 飛び立て若き翼 北海道総体 2023 フェンシング競技大会を応援します」
 - c. 「（シンボルマーク）」 + 「フェンシング競技大会、ご出場おめでとうございます」
- ③その他、上記以外に使用したい表現がある場合は、公益財団法人全国高等学校体育連盟と協議するので、予め室蘭市実行委員会にお問い合わせください。

令和 年 月 日

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会
会長 伊藤 博明 様

住所または所在地

名 称

代表者名 (氏名)

印

令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛申込書

令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛として、下記のとおり申込みます。

記

1 申込内容 (該当する項目のみご記入ください。)

(1) プログラム協賛広告

広告掲載競技名	印刷色 (カラー・モノクロ)	サイズ	協賛金額
フェンシング競技			円

(2) 資金協賛

金 額	金 円
納入時期	令和 5 年 月

(3) 物品協賛

物 品 名			
提 供 期 日	数 量	単 価	換 算 額
令和5年 月 日		円	円相当

(4) その他事業協賛

物 品 名	
協 賛 期 日	換 算 額
令和5年 月 日	円相当

2 特記事項

--

3 連絡先

担 当 者		所 属 ・ 役 職	
電 話		F A X	
メ ー ル			

※ 取得した情報については、協賛に関する業務以外には使用しません。
なお、ナショナルスポンサーとの競合がないかを確認するため、北海道実行委員会を通じて読売新聞社に提供する場合があります。

令和 年 月 日

住所または所在地
名 称
代表者名（氏名）

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会 会長 伊藤 博明

令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛金受領証明書

令和5年 月 日付で申し出のあった令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛については、下記のとおり受領しました。

記

1 内容

- (1) 協 賛 金 円
- (2) 受 領 日 令和5年 月 日
- (3) 特記事項 なし

令和 年 月 日

住所または所在地
名 称
代表者名（氏名）

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会 会長 伊藤 博明

令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛物品等受領証明書

令和5年 月 日付で申し出のあった令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛については、下記のとおり受領しました。

記

1 内容

(1) 協賛内容（物品名または事業内容）

(2) 提供期日（協賛期間）

(3) 特記事項

令和 年 月 日

住所または所在地
名 称
代表者名（氏名）

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会 会長 伊藤 博明

令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告決定通知書

令和 年 月 日付で申込のあった令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会プログラム協賛広告については、下記のとおり掲載を決定しましたので通知します。

記

1 内容

- (1) 広告掲載競技及び印刷色・サイズ
掲載競技 フェンシング競技
印刷色
サイズ
- (2) 協賛金額 円
- (3) 協賛金納期限 令和5年 月 日
- (4) 内容変更受付期日 令和5年 月 日
- (5) 特記事項

様式第5号（第7条関係）

令和 年 月 日

住所または所在地
名 称
代表者名（氏名）

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会 会長 伊藤 博明

令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告不掲載決定通知書

令和5年 月 日付で申込のあった令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会プログラム協賛広告については、下記の理由により不掲載としますので通知します。

記

理 由

令和 年 月 日

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会
会長 伊藤 博明 様

住所または所在地

名 称

代表者名(氏名)

印

令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告内容等変更申請書

令和5年 月 日付で申し込みました令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告について、下記のとおり広告内容を変更したいので申請します。

記

1 変更前内容

2 変更後内容

令和 年 月 日

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会
会長 伊藤 博明 様

住所または所在地

名 称

代表者名(氏名)

印

令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告掲載取下げ申請書

令和5年 月 日付で申し込みました令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告について、下記の理由により広告掲載を取り下げたいので申請します。

記

取消理由

様式第8号(第10条関係)

令和 年 月 日

住所または所在地
名 称
代表者名(氏名)

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会 会長 伊藤 博明

令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告取下げ承諾書

令和5年 月 日付で申請のありました令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告掲載の取下げについて、承諾いたします。

令和 年 月 日

住所または所在地
名 称
代表者名 (氏名)

令和5年度全国高等学校総合体育大会
室蘭市実行委員会 会長 伊藤 博明

**令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会
協賛広告掲載決定取消通知書**

令和5年 月 日付で決定しておりました貴社の令和5年度全国高等学校総合体育大会室蘭市実行委員会協賛広告掲載については、下記の理由により取消しますので通知します。

記

理 由

--